

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日
の翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則
- ◇告示 結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
家畜伝染病予防法による気腫疽予防注射等の実施
解除予定の保安林にする旨の通知
新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
河川産出物の指定
計量器の定期検査の実施

規則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十三号

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則（昭和四十年二月鳥取県規則第七

号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

支度資金	就職することを証する就職先の証明書
住宅資金	住宅の補修、改築又は増築に係る平面図及び見積書
転宅資金	住宅を移転するために必要な住宅の賃借をすることを証する書面

に改める。

就職支度資金	就職することを証する就職先の証明書
住宅資金	住宅の補修、改築又は増築に係る平面図及び見積書
転宅資金	住宅を移転するために必要な住宅の賃借をすることを証する書面
就学支度資金	入学が決定したことを証する書面又は入学した学校の在学証明書

様式第一号の(1)個人用の添付書類の5の2中「支度資金」を「就職支度資金」に改める。

様式第一号の(1)個人用の添付書類の5のへの次々として次のように加える。

ト 就学支度資金 入学が決定したことを証する書面又は入学した学校の在学証明書

様式第一号の(1)個人用の注意の8中「及び支度資金」を「就職支度資金及び就学支度資金」に改める。

様式第四号の(1)個人用の注意の8中「又は支度資金」を「就職支度資金及び就学支度資金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第七十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和四十年三月二十二日 大山町国民健康保険所子診療所 西伯郡大山町所子五八六の一番地

三十一日 中曾医院 二〃 西伯郡大字法勝寺三

鳥取県告示第七十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 開設者

昭和四十年三月二十三日 大山口診療所 西伯郡大山町所子五八六の一番地 佐古堅太郎

三十日 稲田医院 〃 西伯町字法勝寺 稲田 憲昭

鳥取県告示第七十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、気腫疽予防注射、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射、検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

気腫疽予防注射

牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、

分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査、ピロプラズマ病検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び投薬の方法

気腫疽予防注射……気腫疽予防液皮下注射

ピロプラズマ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
四月二十六日	中山町	大都検診場
" 二十七日	"	二本松"
" 二十八日	"	萩原"
五月 四日	"	庄田"
" 十一日	"	林ヶ峰"
" 十二日	名和町	楽仙"
" 十七日	"	新渡道"
" 十八日	大山町	陣構"
" 十九日	"	香取"
" 二十四日	名和町	上大山"
" 二十八日	"	下大山"
" 二十九日	"	新高田"
実施期日	実施区域	実施場所
四月二十二日	溝口町	岩立、金屋谷検診場
" 二十三日	"	宇代、中祖、父原"
" 二十四日	"	谷川、宮原、根雨原"
" 二十六日	日野町	貝原、舟場、安原"
" 二十七日	"	奥渡"
" 二十八日	溝口町	三部(一)、三部(二)、福島"
" 三十日	"	福居、上ノ名、焼杉"

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

" 二十二日	鳥取市	湖山"
" 二十三日	"	賀露"
" 二十四日	国府町	宇倍野"
" 二十六日	"	栃本"
" 二十七日	福部村	福部"
" 二十八日	岩美町	蒲生"
" 三十日	"	小田"
五月 一日	気高町	逢坂"
" 四日	"	宝木"
" 六日	"	勝谷"
四月 十九日	大山町	唐王"
" 二十日	"	所子家畜保健衛生所
" 二十四日	淀江町	野田検診場
" 二十六日	中山町	所子"
" 三十日	"	稲吉"
五月 一日	"	富繁"
" 七日	"	大都"
" 十四日	"	二本松"
" 十五日	名和町	萩原"
" 十四日	"	庄田"
" 十五日	"	大中尾"
" 十六日	"	林ヶ峰"
" 十七日	"	奥仙"
" 十八日	"	新渡道"

二十日	陣構
二十一日	大山町
二十二日	香取
二十七日	名和町
三十一日	上大山
六月 一日	下大山
	新高田

鳥取県告示第七十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字金山二一九一・二・字太田山二七一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十九号

昭和四十年二月九日付けで上北条土地改良区から申請のあつた新たに

なおうとする土地改良(区画整理)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和四十年四月十九日から二十日間とする。

二 縦覧場所

倉吉市新田 上北条土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第十四条第一項の規定により、はげの実、芝及び雑草を河川の産出物として指定する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、日野郡の計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 の 期 日	検査の区域	検査の場所
五月 十七日 午後一時から午後三時まで	日野郡溝口町	溝口町役場二部支所
" 十八日 午前十時から午後三時まで	"	溝口町公民館
" 十九日 "	江府町	江府町公民館
" 二十日 "	"	"
" 二十一日 "	日野町	黒坂小学校
" 三十一日 "	"	根雨小学校
六月 一日 "	日南町	日南町公民館大宮支館
" 二日 "	"	阿毘縁支館
" 三日 "	"	山上支館
" 四日 "	"	多里支館
" 七日 午前十時から正午まで	"	矢戸支館
" 八日 午後一時から午後三時まで	日南町役場	
" 九日 午前十時から午後三時まで	日南町公民館福栄支館	
" "	"	石見支館

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】